

業務指示書（小規模）

北米・中南米地域中米広域防災能力向上プロジェクト フェーズ2 詳細計画策定調査Ⅱ

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構（JICA）（以下「機構」という。）が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2013年12月11日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第一課 木戸 正巳 Kido.Masami@jica.go.jp

質問に対する回答：2013年12月16日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

1 共同企業体の結成の可否

（ ） 認めません。

（ ） 認めます。

（○） 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

（ ） 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

（ ） 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員にはなれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の3/4まで補強を認めます。

【業務主任(総括)について】

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：防災能力向上に係る各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、10ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括）】（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：防災行政に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域：中南米地域 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 コミュニティ防災／洪水・土砂災害A】

- 1) 類似業務の経験：洪水対策に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域：中南米地域 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2013年12月20日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- (○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
「第3業務実施上の条件 4. 現地再委託」におけるフェーズ1のパイロットサイト(6か国で計30か所を想定)のヒアリング調査
- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。
- (○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。
なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。
- () 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(1 = 円, US\$1 = 102.19円, EUR1 = 138.88円)

第8 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事 予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/防災行政

コミュニティ防災/洪水・土砂災害A

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

7.50 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2014年1月15日(水)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ(若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価 1 プロポーザルの評価基準」参照)。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第9 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達>>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」
(URL : http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>規程」
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。

() 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

(補足説明)

1. プロポーザル提出様式の変更について

(1) プロポーザルの提出様式については、環境配慮の観点から、紙製のフラットファイル綴じとします。

2. 契約変更手続きについて

(1) 要員計画の確定・変更

● 契約変更が必要な事項

- ア. 契約時の総人月が増える場合
- イ. 業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）の交代
- ウ. 増額の必要が生じる場合

● 打合簿の作成が必要な事項

- ア. 業務従事者（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）以外）の交代
- イ. 業務従事者間または同一業務従事者自身の現地作業と国内作業の人月の振替（業務主任者（総括）・副業務主任（副総括）を含む）
- ウ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の資格要件の確認
- エ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の確定
- オ. 渡航回数の変更又は業務従事者間の渡航の振替

● 打合簿を省略できる事項（担当事業部に報告）

- ア. 現地調査従事予定日（業務計画書では目安）の確定、変更
- イ. 業務従事者間または同一の業務従事者の現地作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、航空賃を除いた旅費全体額、直接人件費（現地作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）
- ウ. 業務従事者間または同一の業務従事者の国内作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、直接人件費（国内作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）

【留意事項】

- ・〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕の費目間流用はできず、〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕のそれぞれの費目において増額の必要が生じる場合は、以下(3)のとおり契約変更を行う。
- ・異なる格付けの業務従事者間の人月の振替に関しては、旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等の増減に留意する。また、同じ業務従事者であっても、国内作業と現地作業とを振り替えることにより旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等が増額になる可能性があるため、同様に留意する。
- ・業務従事者の交代・確定にあたっては、変更後の従事者の履歴書を打合簿に添付する。
- ・同一業務従事者の現地作業と国内作業との振替については、それぞれの業務内容の増減を確認し、必要に応じてその内容及び理由を打合簿にて確認する。

(2) 費目間流用

〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕の費目間の流用はできない。ただし、〔直接経費〕内の費用に関しては、状況により費目間の流用が可能な場合がある。

(3) 打合簿または契約変更による契約金額増減の手続き

●変更により契約金額が増額になる場合

ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合

(ア)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出

(イ)契約交渉

(ウ)変更契約書締結による変更承認

イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下の場合

(ア)打合簿による変更承認（調達部契約課の合議が必要）

(イ)変更契約書締結

●変更により契約金額が減額になる場合

ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合

(ア)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出

(イ)契約交渉

(ウ)変更契約書締結による変更承認

イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下

(ア)精算時戻入

【留意事項】

- ・契約履行期間を変更する場合は、契約金額の変更の有無にかかわらず、必ず契約変更を行う。

以上

プロポーザル評価表

北米・中南米地域中米広域防災能力向上プロジェクト フェーズ2 詳細計画策定調査Ⅱ

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針的的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他(実施設計・施工監理体制)		
3. 業務従事者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/防災行政	(40.00)	(16.00)
ア) 類似業務の経験	16.00	7.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	2.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	8.00	3.00
オ) その他学位、資格等	6.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(16.00)
カ) 類似業務の経験	-	7.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	2.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	3.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(8.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制		8.00
(2) 業務従事者の経験・能力： コミュニティ防災/洪水・土砂災害A	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

【第2 業務の目的・内容に関する事項】

1. 業務の背景

中米地域では、地震、風水害、土砂災害、火山災害など共通した自然災害のリスクを抱え、これら自然災害による人的・経済的損害が同地域の開発にとって大きな阻害要因となっている。かかる状況に対処するため、中米6か国は、災害に強い社会を共に築くことを目的として、1993年に中米統合機構（SICA）傘下の防災専門機関として中米防災センター（CEPREDENAC）の枠組みを創設した。1998年に中米地域に甚大な被害をもたらしたハリケーン「ミッチ」の後、中米6か国は、災害に強い社会づくりへの決意を新たに「グアテマラ宣言」を発表し、これを受けて中米防災5ヶ年計画（2000-2004）を策定し、現在はこれを更新した中米総合防災計画（2006-2015）が実施されている。同計画においては、コミュニティレベルでの防災力強化、防災分野の人材育成の促進、防災に配慮した地域（市町村）開発計画の策定に必要な地域防災力の強化などが、重点課題として掲げられている。また、2010年には、中米統合機構（SICA）加盟国のサミットにより、中米総合防災政策（PCGIR）もまとめられ、コミュニティ防災の強化も謳われている。

このような背景の下、中米各国は2005年、我が国に対して、コミュニティレベルの防災能力向上を目的とした「中米広域防災能力向上プロジェクト」（以下、「フェーズ1プロジェクト」）の要請を行った。これに基づき、2012年5月までフェーズ1プロジェクトを実施し、各国防災関連機関、CEPREDENAC調整事務局の連携強化が進められたほか、パイロットコミュニティでの防災活動を通じて住民啓発と住民向けのマニュアル作りが行われた。但し、コミュニティでの成果を国全体に普及するための政府としての基盤がぜい弱であるため、全土に普及するに至っていない。よって、プロジェクトの成果を面的に国内に拡大する必要があり、さらに、6か国での活動を通じて中米全体でのコミュニティ防災を定着させる上での共通項を見出す必要がある。そのため、継続的な予算確保を含め、コミュニティ防災が公共政策として定着するような体制作りが課題となっている。

かかる状況の下、CEPREDENAC調整事務局及び各国防災関係機関より、フェーズ1プロジェクトの後継案件として、「中米広域防災能力向上プロジェクト フェーズ2」の要請がなされ、2012年9月から同年12月にかけて詳細計画策定調査を行い、プロジェクトを実施する上でのロジスティック面を中心に各国政府と協議を行い、ミニッツを締結したもののプロジェクトのフレームワークに関する実質的な協議が残されている状況にある。今次詳細計画策定調査では上記課題解決のために、本プロジェクトの具体的なデザインについて検討を行う必要があるため、追加的な情報収集等を目的として行うものである。

2. 業務の目的

ホンジュラス・ニカラグア・グアテマラ・コスタリカ・パナマ・エルサルバドルにおける洪水・暴風雨・土砂災害・地震・津波・火山を念頭に、これらの災害の現状や防災に係る政府の方針・体制・対応状況・活用可能なリソース等、さらにはフェーズ1プロジェクト後の各地での取組状況について情報収集を行い、コミュニティを取り巻く防災分野の課題及びその対応策を整理する。その上で、コミュニティ防災の定着を目指したフェーズ2プロジェクトのプロジェクトデザインについての提言を行う。

3. 業務の範囲

本業務は、「2. 業務の目的」を達成するため、「4. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「5. 業務の内容」に示す業務を実施し、「6. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

4. 実施方針及び留意事項

（1）実施方針

本調査は、フェーズ1と同様にホンジュラス・ニカラグア・グアテマラ・コスタリカ・パナマ・エルサルバドルにおけるコミュニティの防災に係る調査を通じて、各国のコミュニティ防災の現状と課題について情報収集・分析する。併せて、フェーズ2プロジェクトのプロジェクトデザイン案を取りまとめる。

なお、本調査の対象には、防災に特に関わりの深い、下記の防災関係機関に加え、コミュニティの防災（例：地方行政・河川管理・火山/地震/津波防災）に関わる関係省庁・大学、NGO、ドナー等、さらに、フェーズ1でパイロットサイトとなった地区の自治体等、セクター横断的な視点から関係機関を広く抽出し、対象に含めてヒアリングを実施予定である。

- ① 各国中央政府の防災機関（グアテマラの国家防災調整局（SE-CONRED：Secretaría Ejecutiva - Coordinadora Nacional para la Reducción de Desastres）
- ② エルサルバドルの総務省市民防災局（DGPC：Dirección General de Protección Civil, Prevención y Ministerio de Gobernación）
- ③ ホンジュラスの災害対策常設委員会（COPECO：Comisión Permanente de Contingencias）、
- ④ ニカラグア国家防災委員会常設事務局（SE-SINAPRED：Secretaría Ejecutiva - Sistema Nacional para la Prevención, Mitigación y Atención de Desastres en Nicaragua）、
- ⑤ コスタリカ国家災害対策緊急委員会（CNE：Comisión Nacional de（Prevención de Riesgos y Atención de）Emergencias）、
- ⑥ パナマの市民保護システム事務局（SE-SINAPROC：Secretaría Ejecutiva - Sistema Nacional de Protección Civil）
- ⑦ 各国に拠点を有す国際機関・ドナー・大学・NGO 等
現時点で想定される機関は、「中米地域における自然災害への取組みに関する情報収集・確認調査 ファイナル・レポート」の「i から v（PDF の 3 頁から 7 頁）」（<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12084323.pdf>）を参照のこと。全体工程等を鑑み、各国 JICA 事務所と最終決定をする。

(2) 留意事項

本調査の実施、および成果品の策定段階では、以下の点に留意すること。

「各国の防災政策および組織的な枠組み、体制に係る調査」においては、防災マネジメント担当組織と事業実施担当組織が異なる可能性もあるため、中央政府、地方政府での防災行政の方針や役割分担の全体像を明らかにするとともに、中央政府と地方政府の連携状況や課題等についても明らかにする（特に、防災行政において地方政府を管轄する省庁と具体的防災対策を実施する省庁と地方政府との関係性についても明確にすること）。

5. 業務の内容

(1) 調査計画の策定、協議

- ① 関連資料及び過去に当機構が派遣した調査団の関連資料等の内容（「【第3 業務実施上の条件】5. 配布資料および関連資料」参照）を確認した上で、調査全体の方針・方法及び作業計画を検討し、全体調査計画を策定する。また、右計画に基づき、インセプションレポートとしてまとめるとともに、ヒアリングを予定している関係機関およびフェーズ1のパイロットコミュニティに対する質問票を準備する。
- ② 現地調査の冒頭に、ホンジュラス・ニカラグア・グアテマラ・コスタリカ・パナマ・エルサルバドルにおける JICA 事務所/支所および関係機関に対し、調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項等を説明し、内容を協議・確認する。

(2) コミュニティ防災（政策、組織）に係る調査内容

- ① コミュニティ防災に係る政策的枠組み（案件の妥当性の確認）
防災（主にコミュニティレベルの防災）に関わる各国の政策的な枠組み（主要な政策、防災計画の策定状況、根拠法）について把握・整理する。

さらに、こうした政策的枠組みに基づく、各国での国レベルでの防災計画の整備状況、コミュニティについての記載状況、および各開発計画における防災の視点の反映状況についての調査を行う。

② コミュニティ防災に係る行政上の課題の抽出

以下の点について現況を整理し、コミュニティレベルでの防災を進める際の行政上の課題を抽出する。

- ・防災に関わりのある各政府関係機関（地方政府を含む）の役割、組織体制、予算、人員体制および連携体制（情報伝達を含む）
- ・地方政府および自治体での防災計画の策定・更新状況（コミュニティについての記載ぶりについての確認含む）
- ・地方政府および自治体の防災計画に基づく予算配賦の現況
- ・地方政府および自治体のコミュニティレベルの防災の実施に係る諸制度

③ 災害リスクに係るデータ収集・整備状況

以下の点について現況を整理し、災害リスクに係るデータ収集・整備状況に係る課題を抽出する。

- ・各国における自然災害（主に洪水・地震・津波・火山）に係る災害リスクに係るデータの収集・整備の現況。特に、コミュニティレベルでの災害情報の収集状況（簡易雨量計設置状況等）とコミュニティに対する公的機関やメディア等からの災害情報の発信状況。
- ・災害リスクに係るデータの収集後のリスク評価の実態（コミュニティレベルでのリスク評価も含む）。
- ・ハザードマップ（コミュニティレベルでのハザードマップも含む）の整備状況
- ・ハザードマップ作成のプロセスにおける災害リスク関連データの活用状況。

④ ドナー、NGO および大学の活動状況

コミュニティレベルでの防災を実施する際の連携を念頭に、以下の点について確認し、具体的な連携策についての提案を行う。

- ・各ドナーやNGOの防災の支援方針およびプログラム（期間・内容・対象・地域）
 - (a) サブセクター（地域、対象者、災害種、アプローチ等の別）の特徴
 - (b) 各プログラム／プロジェクトの期間・内容・対象・地域。および成果・教訓の抽出（ヒアリング）
 - (c) 今後の具体的な連携の可能性

- ・大学における自然災害（洪水・地震・津波・火山）の災害情報の収集状況、防災研究の内容、行政との連携実績

⑤ フェーズ1後の取組状況

フェーズ1のプロジェクトの関係機関・自治体に対してヒアリングを行い、現在の活動の継続状況、実施体制、予算配賦状況について確認する。さらに、現在の活動の促進要因および停滞要因について確認し、課題を明らかにする。

また、フェーズ1のパイロットサイトについても、現在の活動状況、課題について情報収集を行う（6か国で30か所程度を想定。右調査に際しては、コミュニティに共通する社会的な側面についてもヒアリングし、分析に反映させること。なお、現地再委託による調査の実施も可能とし、その場合は、別途見積もること）。

これらの結果を踏まえ、コミュニティ防災の現状分析、教訓、課題およびコミュニティ防災を中米各国に定着させる上での対応策について社会面にも留意して明らかにすること。さらに、フェーズ2の一環としてフォローアップが必要な事項の有無についても提言を行うこと。

(3) 今後の支援の方向性に係る取りまとめ

上述の(2)を踏まえ、各国のコミュニティ防災を推進する上での課題について整理し、協力ニーズについて情報の分析・整理を行う。その上で、コミュニティ防災に係る共通課題の抽出、プロジェクトデザインの予備検討(PDM案)、プロジェクト実施体制の検討、専門家、機材、研修等の投入計画、活動計画(P0)案の提案を行う。

現地調査期間中にJICAとのメール、TV会議等での進捗報告を通じて、今後解決すべき課題の抽出並びにその対応策(案)を取り纏め、帰国後に最終的な整理を行い、ドラフト・ファイナルレポートに取りまとめる。その後、JICAからのコメントを受けて、ファイナル・レポートにまとめることとする。

6. 成果品等

業務の各段階で作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、最終成果品は、(3)ファイナル・レポート(F/R)とする。なお、ファイナル・レポート(F/R)の仕様は、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」に基づくものとし、各成果品において電子データも併せて提出のこと。

(1) インセプション・レポート(IC/R)

記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画等
(先方関係者への本調査の説明資料)

提出時期：2014年1月下旬

部数：和文5部、CD-R1枚

(2) ドラフト・ファイナルレポート(DF/R)

記載事項：調査結果全体

提出時期：2014年4月下旬

部数：和文5部(簡易製本)

(3) ファイナル・レポート(F/R)

記載事項：調査結果全体

提出時期：2014年5月中旬

部数：和文5部、和文要約5部、CD-R2枚

【第3 業務実施上の条件】

1. 業務工程計画

本調査は2014年1月下旬開始、2014年5月中旬にファイナル・レポート完成を目途とする。

調査に際しては、チームA(グアテマラ・エルサルバドル・ホンジュラス)、チームB(ニカラグア・コスタリカ・パナマ)に分かれて調査を行い、最終的に総括が取りまとめる。各報告書の作成、提出は以下のような工程を想定しているが、より効率的、効果的な作業工程があればプロポーザルで提案すること。

各国での一連の現地調査の開始及び終了時には、当該国のJICA国事務所に立寄り、調査方針の説明及び調査結果の報告を行うこと。また、調査の途中の過程で、必要に応じて、TV会議システムを用いて、両チーム、各在外事務所および関係部署との意見交換を行うことも想定している。

なお、本工程に係る航空賃(チームA:本邦→グアテマラ→エルサルバドル→ホンジュラス→本邦)および(チームB:本邦→ニカラグア→コスタリカ→パナマ→本邦)は、別見積りとする。

また、総括については、両チームの取り纏めとしての役割を期待されており、チームAの対象国を中心に現地調査を行うこととし、現地調査の開始時と終了時に現地入りすることを想定している。この

ため、各対象地域において、航空賃を（本邦→グアテマラ→ニカラグア→エルサルバドル→本邦） および（本邦→コスタリカ→ホンジュラス→パナマ→本邦）に分けて調査を行うこと。
ただし、各国における業務に係る経費は見積に含めること。

また、総括の役割等、より効率的な調査の実施方法がある場合には、プロポーザルで提案すること。

	1月				2月				3月				4月				5月		
	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3
国内作業Ⅰ				△															
現地作業 (A)					◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆			
現地作業 (B)							◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆			
国内作業Ⅱ																★		◎	

△・・・インセプション・レポート (IC/R) ★・・・ドラフト・ファイナルレポート (DF/R)

◎・・・ファイナル・レポート (F/R)

◆・・・各国事務所への説明・報告

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途

合計 約 14.79M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

- 1) 総括/防災行政：(2号) (評価対象)
- 2) コミュニティ防災/洪水・土砂災害 A：(2号) (評価対象)
- 3) コミュニティ防災/洪水・土砂災害 B
- 4) コミュニティ防災/地震・津波 A
- 5) コミュニティ防災/地震・津波 B

なお、業務従事者の構成は上記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。また、上記の格付けは目安であり、これを超える格付けを提案する場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

(3) 業務従事者は英語が必須だが、西語でのコミュニケーション能力があると望ましい。

(4) 業務実施上必要に応じ、通訳を業務補助員として現地又は第三国から傭上することを可とする。雇用に係る経費は見積に価格を含めること。

3. 対象国の便宜供与

対象6ヶ国からの特別な便宜供与は想定していない。本調査実施にあたり、コンサルタントは独自で調査を遂行することが求められているが、JICAは、現地調査開始時における各国政府関係機関への調査内容や調査スケジュールの通知及び調査への協力依頼を行うとともに、主要な訪問先との初回アポイントの取付けを支援する。

4. 現地再委託

本調査においては、フェーズ1のパイロットサイト（6か国で計30か所を想定）のヒアリング調査に際して現地再委託を見込んでおり、別見積もりとすること（現地再委託以外の方策による調査が適当である場合には、プロポーザルで提案すること）。その他、必要であると判断する場合にはプロ

ポーザルで提案し、経費は全て見積書に含めること。

現地再委託にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札など）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法など、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

5. 配布資料および関連資料

(1) 中米広域防災能力向上プロジェクト(BOSAI)終了時評価報告書 2012年3月
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000004513.html>

(2) 中米地域における自然災害への取組みに関する情報収集・確認調査 ファイナル・レポート
2012年6月 <http://libopac.jica.go.jp/images/report/12084323.pdf>

(3) 中米広域防災能力向上プロジェクト(BOSAI)フェーズ2 詳細計画策定調査 2012年9月
(PDFで配布する)

以上